

## 上勝町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
27	1,699	2,972,319	199,752	432,675	14.6	15.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27	44	150,709	19,256	54,139	224,104	5,093	5,459

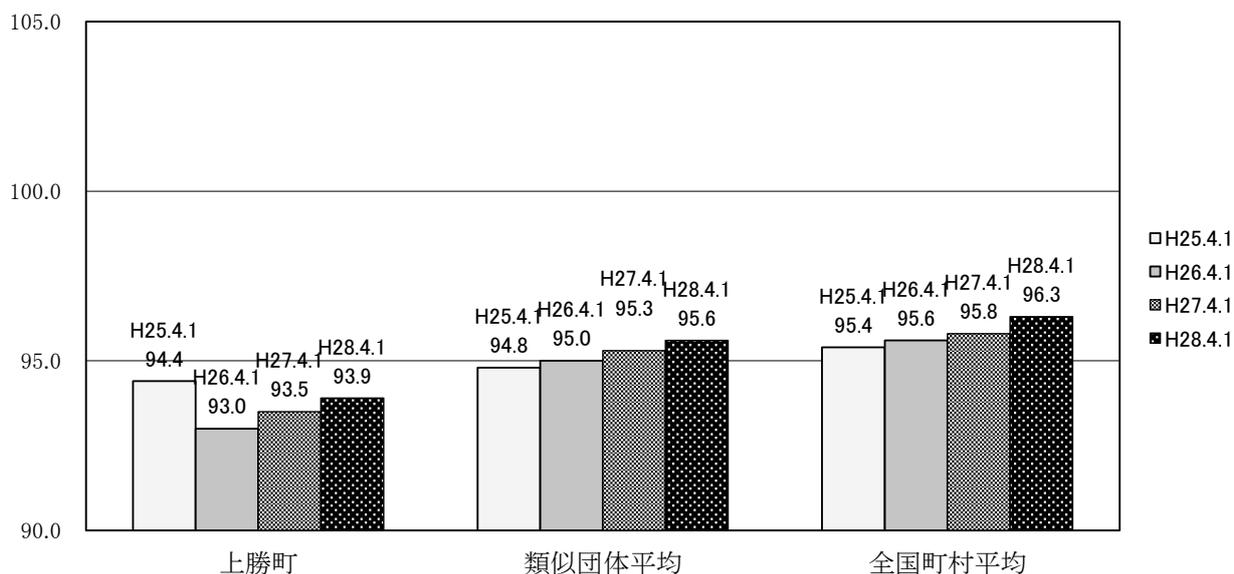
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

グラフ タイトル



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

#### (4) 給与改定の状況

上勝町は人事委員会を設置していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容[平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由)]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げを実施しました。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

国の基準による支給対象地域なし

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

無し

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上勝町	40.1 歳	289,816 円	308,102 円	302,627 円
徳島県	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円
国	43.6 歳	331,816 円	- 円	410,984 円
類似団体	40.9 歳	297,503 円	339,537 円	326,381 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上勝町	53.0 歳	2 人	269,400 円	294,900 円	287,900 円	-	- 歳	- 円	
うち用務員	53.0 歳	2 人	269,400 円	294,900 円	287,900 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.48
うちその他	歳	人	円	円	円	-	- 歳	円	
徳島県	52.0 歳	243 人	328,663 円	- 円	362,610 円	-	- 歳	- 円	
国	50.4 歳	人	287,447 円	- 円	329,358 円	-	- 歳	- 円	
類似団体	49.3 歳	2 人	287,296 円	311,250 円	302,527 円	-	- 歳	- 円	

※ 平均給料月額、平均給与月額は、給与改定前の額である。

区分	参考 年間ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
	上勝町	- 円	- 円
うち用務員	4,111,500 円	2,732,900 円	1.50
うちその他	円	- 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年度～24年度の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上勝町	36.0 歳	273,900 円	290,560 円	286,840 円
徳島県	- 歳	- 円	- 円	- 円
国	46.9 歳	314,264 円	- 円	346,820 円
類似団体	42.5 歳	296,370 円	336,031 円	310,741 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		上勝町	徳島県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	140,100 円	146,700 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円
医療職(看護師等)	大学卒	206,300 円	- 円	- 円
	短大3卒	194,200 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	円	316,266 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	375,533 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
医療職	短大卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

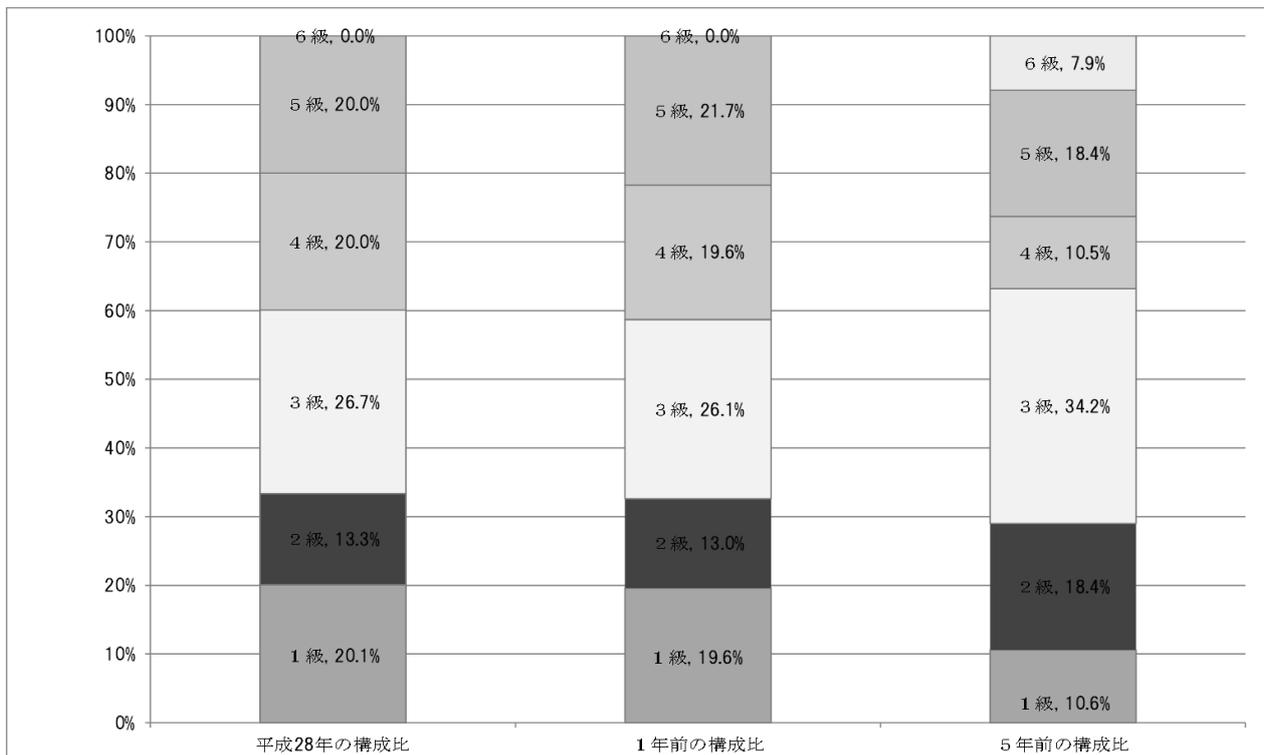
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事の職務及び特に重要な業務を所掌する会計管理者、室長、課長、事務局長の職務	0	0.0	317,000 円	409,000 円
5 級	会計管理者、室長、課長、事務局長の職務及び困難な業務を所掌する主幹、課長補佐の職務	9	20.0	286,200 円	391,800 円
4 級	主幹、課長補佐の職務及び特に高度な知識、又は経験を必要とする業務を処理する係長の職務	9	20.0	259,900 円	379,800 円
3 級	係長、事務主任の職務又はこれと同等の職務	12	26.7	226,400 円	348,800 円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、用務員の職務	6	13.3	190,200 円	303,000 円
1 級	定型的な業務を行う主事、主事補用務員の職務	9	20.0	140,100 円	246,100 円

(注) 1 上勝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	上勝町		国	
	○	○	○	○
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

上 勝 町		徳 島 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,500 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,690 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.60 月分 ( 0.75 )月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	上勝町		国	
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

上 勝 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.4450 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.58250 月分	勤続25年	29.1450 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.590 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置加算 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

当町該当無し
--------

##### (4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)	210 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	32,369 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	12.7 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務特殊勤務手当	税務課職員	町税等の賦課徴収業務	月額2,000円
伝染病作業手当	従事した職員	伝染病防疫業務	1件当たり1,000円
医師手当	診療所医師	救急患者等の往診等	予算の範囲内で町長が別に定める
精神保健業務手当	従事した職員	精神保健指定医の診察立会	日額500円
死体処理手当	従事した職員	死体処理業務	1件当たり1,000円
野犬処理手当	従事した職員	野犬処理業務	日額500円
現場作業手当	建設課職員	建設工事等の現場監督業務	月額3,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	7,485 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	182 千円
支給実績（26年度決算）	6,691 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	163 千円

## (6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者のいない扶養親族1人目 月額11,000円 ・配偶者が扶養親族でない場合の一人目 月額6,500円 ・その他扶養親族 6,500円 ※16歳の年度初めから22歳の年度末までの間にある子一人につき5,000円加算	同		5,405 千円	245,709 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃を支払っている職員【借家・借間居住者】 ・家賃23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃の額-23,000円)÷2+11,000円 ※最高支給限度額 27,000円	同		2,895 千円	180,975 円
通勤手当	通勤のため、自動車等を使用する職員等に支給 ・1km以上2km未満 月額2,400円 ・2km以上6km未満 月額4,200円 ・6km以上10km未満 月額6,000円	異	2km以上に支給	3,381 千円	69,012 円
管理職手当	管理、監督の地位にある職員の内規則で定める職にある職員に支給・手当額は職務の級及び役職に応じて定額を支給	同		6,540 千円	545,000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務一回につき4,700円	同		2,319 千円	72,468 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により 週休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき、勤務に応じ 4,000円～6,000円	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	727,000 円	( )	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副 町 長	582,000 円	( )	830,000 円/	492,000 円	
	収 入 役	円	( )	円/	円	
報 酬	議 長	257,000 円	( )	316,000 円/	176,000 円	
	副 議 長	218,000 円	( )	255,000 円/	122,400 円	
	議 員	182,000 円	( )	233,000 円/	103,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(27年度支給割合) 3.10 月分				
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.10 月分				
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 町 長 収 入 役	727,000円×43.5/100×在職月数		15,179,760円	任期毎	
		582,000円×25.75/100×在職月数		7,193,520円	任期毎	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

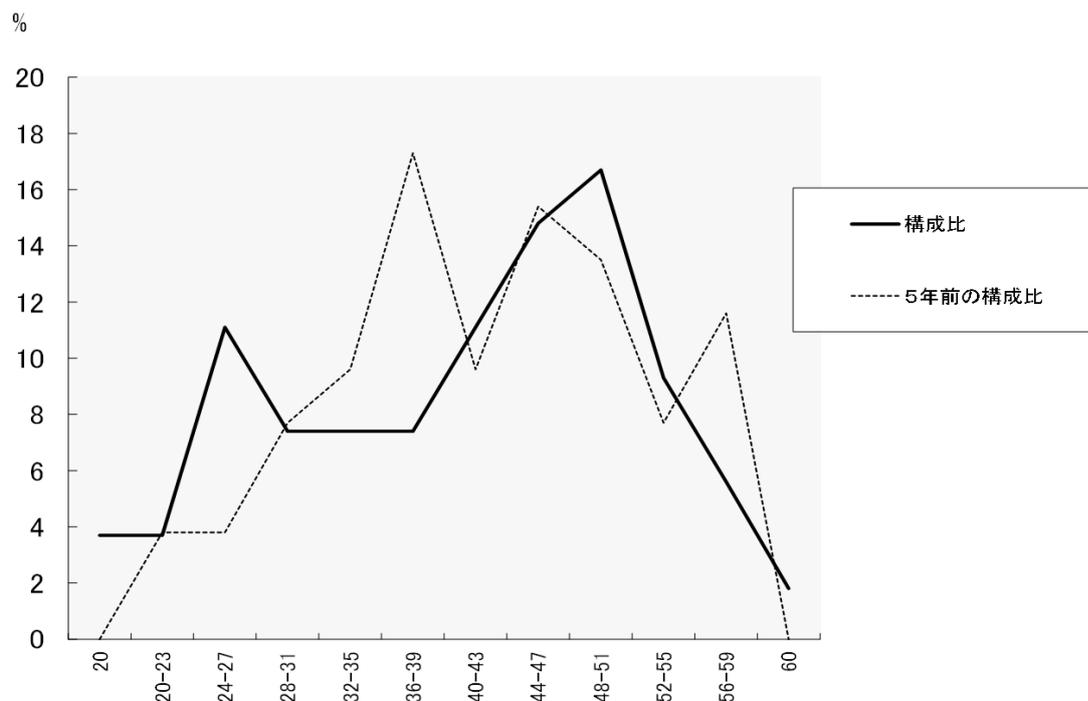
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
部 門		平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	議会	1	1		
	総務	16	17	1	休職者の補充
	税務	3	3		
	民生	4	5	1	新規事業増に伴う
	衛生	3	3		
	農林水産	7	7		
	商工	0	0		
土木	6	6			
	計	40	42	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 252.7 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 181.4 人)
	教育部門	4	4		
	消防部門				
	小 計	44	46	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 276.7 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 213.85 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	国保	1	1		
	介護	1	1		
	病院(診療所)	5	5		
	その他	0	1	1	後期高齢者医療広域連合へ派遣
	小 計	7	8		
合 計		51 [ 79 ]	54 [ 79 ]	1 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	2人	6人	4人	4人	4人	6人	8人	9人	5人	3人	1人	54人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	40	40	38	41	40	42	2 5.00%
教育	5	6	4	4	4	4	▲1 (▲20%)
消防							0
普通会計計	45	46	42	45	44	46	1 2%
公営企業等会計計	8	8	8	7	7	8	0
総合計	53	54	50	52	51	54	1 1.89%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。